特定建設作業一覧

				元 ·	
	特定建設作業の種類	届出 <i>0</i> . 騒音規制法)区分 県条例	· 注意点等	根拠となる法令等
	くい打機又はくい抜機を使用する作業 (もんけん, 圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除っく)	1	_	「アースオーガと併用でくい打機を <mark>使用しない場合」</mark>	
		-	1	「アースオーガと併用でくい打機を <mark>使用する</mark> 場合」	
	びょう打機を使用する作業	2	2	_	
	削岩機を使用する作業	3	3	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る	
	空気圧縮機を使用する作業 (削岩機の動力として使用するものを除く)	4	4	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が 15kW以上のものに限る	
騒音の特	コンクリートプラントを設けて行う作業 アスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタル製造作業を除く)	(5)	5	・混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	
1寸 完	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業				一概目从则以他们节 办衣另一(另一不倒际)
定建設作業	i . バックホウを使用する作業	⑥ 定格出力が 80kW以上 の場合		・ 左記の進址を使用する場合 オ	県条例に関するもの 県条例施行規則 第16条 県条例施行規則 別表第9(第16条関係) ※芦屋市独自の届出対象は無い。
	ii . トラクターショベルを使用する作業	⑦ 定格出力が <mark>70kW以上</mark> の場合	6	ペ <u>て法または県条例による届出</u> 対象 ・掘削作業以外の作業(建材の 運搬等)で使用する場合も届出 対象	次戸座川独日の周山州家は無い。
	iii. ブルドーザーを使用する作業	8 定格出力が 40kW以上 の場合			
	iv . 上記以外の掘削機械	_			
	コンクリート造,鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業 動力,火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	-	7	県条例独自の規制対象	

- 1 県条例:兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」 2 「届出の区分」記載の数字に関して ・対応する「別表」に記された数字と同じ

- •〇数字のある区分での届出が必要

特定建設作業一覧

_	TIREENT N D										
	振	特定建設作業の種類	届出 <i>0</i> . 振動規制法)区分 県条例	注意点等	根拠となる法令等					
動の特定建設作業		くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	1	1	・もんけん,圧入式くい抜機,油圧式くい抜機,圧入式くい打くい抜機を除く	法に関するもの ・振動規制法施行令 第二条 ・振動規制法施行令 別表第二(第二条関係) ・県条例に関するもの ・県条例施行規則 第16条 ・県条例施行規則 別表第10(第16条関係) ※芦屋市独自の届出対象は無い。					
	定	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	2	2	-						
	廷 設 作	舗装版破砕機を使用する作業	3		・作業地点が連続的に移動する 作業にあっては、1日における当						
	業	ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	4		該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えないものに限る						

備考

- 1 県条例:兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」
- 2「届出の区分」記載の数字に関して
- ・対応する「別表」に記された数字と同じ・〇数字のある区分での届出が必要